

山梨県公報

号外第十三号

平成二十七年

三月十一日

水曜日

目次

人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

○山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………二

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中を次のように改める。

警察本部

次長 (総務室及び部に置く 次長に限る。)	三 種
参事	四 種
課長	五 種

附則

この規則は、平成二十七年三月十八日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

甲府警察署	公安委員会補佐室長 庁舎整備室長 監査室長 犯罪被害者支援室長 給与企画官 福利厚生官 情報システム企画官 生活安全対策室長 許認可管理室長 調査官 交通事故分析官 交通管制センター所長 試験場長 聴聞官 部(室)付主幹	六 種 (人事委員会が認める者にあつては五種)
会計管理官	科学研究研究所副所長 研究調査幹 施設管理監	七 種 (人事委員会が認める者にあつては六種)
研究管理幹		八 種 (人事委員会が認める者にあつては七種)
		六 種 (人事委員会が認める者にあつては五種)

平成二十七年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中「課長」を「課長」に、「公安委員会科学捜査研究所長」を「被疑者取調べ」に、「広報官」を「調査官」に、「総務調査官」を「監報官」に、「警務調査官」を「調査官」に、「生活安全調査官」を「監報官」に、「刑事調査官」を「監報官」に、「広域捜査官」を「監報官」に、「交通調査官」を「交通捜査指導官」に、「交通捜査指導官」を「交通捜査指導官」に、「聴聞官」を「警備調査官」に、「補佐室長」を「被疑者取調べ監督室長」に、「監督室長」を「被疑者取調べ監督室長」に、

「課長」に、「公安委員会科学捜査研究所長」を「被疑者取調べ」に、「広報官」を「調査官」に、「総務調査官」を「監報官」に、「警務調査官」を「調査官」に、「生活安全調査官」を「監報官」に、「刑事調査官」を「監報官」に、「広域捜査官」を「監報官」に、「交通調査官」を「交通捜査指導官」に、「交通捜査指導官」を「交通捜査指導官」に、「聴聞官」を「警備調査官」に、「補佐室長」を「被疑者取調べ監督室長」に、

に改める。

附則

この規則は、平成二十七年三月十八日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十一日

山梨県公安委員会

委員長 小野堅太郎

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中「警視の階級にある警察官」の次に「又はこれに相当する職員」を加える。

第二十五條の見出しを「（調査官等）」に改め、同条第一項中「上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職」を「調査官又は本部長が定める職」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、同条第三項中「部付専門官」を「調査官及び部付専門官」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 調査官及び部付専門官は、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 警察署に刑事官、地域交通管理官及び会計管理官（以下「刑事官等」という。）を置くことができる。

2 刑事官等には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

3 刑事官は、生活安全警察及び刑事警察について、署長を補佐するとともに上司の命を受けて、生活安全課並びに刑事第一課、刑事第二課及び組織犯罪対策課に所属する職員を指揮監督する。

4 地域交通管理官は、地域警察及び交通警察について、署長を補佐するとともに上司の命を受けて、地域課及び交通課に所属する職員を指揮監督する。

5 会計管理官は、会計事務について、署長を補佐するとともに上司の命を受けて、会計課に所属する職員を指揮監督する。

6 刑事官等は、署長から特に命を受けた事務を統括し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

第三十二條の二を削る。

別表第一 生活安全企画の部中



庶務

調整
企画調整

に改め、同部許認可管理室の款許認可管理の項中

生活安全営業	保安
--------	----

を

許認可第一	許認可第二
-------	-------

に改め、同表地域の部中

運用	救助	企画	企画
----	----	----	----

庶務・運用	救助	企画・指導第一	指導第一	指導第二	職務質問指導
-------	----	---------	------	------	--------

を

庶務・運用	救助	企画	指導第一	指導第二	職務質問指導
-------	----	----	------	------	--------

に改め、

同表交通企画の部中

調査・統計

調査・統計

を

交通事故分析

交通事故分析

に改め、同表交通指導の部中

交通捜査

交通捜査

交通鑑識

交通捜査第一	交通捜査第二
交通捜査・指導	交通鑑識

を

に改め、同表交通機動隊の部中

(副隊長)		
本隊小隊	企画指導	庶務

を

(副隊長)		
交通機動	企画指導	庶務
小隊		

に改め、同表警備第二の部中

警備・警護	警備	庶務
警護		

を

警備	庶務
----	----

に改める。

警護	庶務
警備・警護	

別表第三南部警察署の部中新倉連絡所の項を削り、同表富士吉田警察署の部明見第二警察官駐在所の項中「富士吉田市小見見二九四九の三七」を「富士吉田市小見見二九四九の一」に改め、同表上野原警察署の部小菅警察官駐在所の項中「北都留郡小菅村四六五四の一」を「北都留郡小菅村四六五六の二」に改める。

第二条 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。

「捜査第一課」 「刑事企画課」

「捜査第二課」 「捜査第一課」

「組織犯罪対策課」 「捜査第二課」

「鑑識課」 を 「組織犯罪対策課」 に改

「科学捜査研究所」 「鑑識課」

め、同条の次に次の二条を加える。

(刑事企画課)

第十二条の二 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- 二 犯罪の捜査一般に関すること。
- 三 指名手配及び捜査共助(国際捜査共助を除く。)に関すること。
- 四 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
- 五 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。
- 六 犯罪統計に関すること。
- 七 通訳官等の運用に関すること。
- 八 部の事務の総合調整に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(犯罪捜査指導支援室)

第十二条の三 刑事企画課に犯罪捜査指導支援室を附置する。

2 犯罪捜査指導支援室においては、前条第四号から第六号までに掲げる事務のほか、刑事警察の指導・教養及び公判対策に関する事務をつかさどる。

第十三条を次のように改める。

(捜査第一課)

第十三条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
- 二 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。
- 三 窃盗犯の捜査に関すること。
- 四 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
- 五 過失犯の捜査に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関すること。
- 七 移動警察に関すること。
- 八 検視、死体取扱い等に関すること。

第十三条の二第二項中「前条第三号」を「前条第八号」に改める。

第十三条の三を削り、第十三条の四を第十三条の三とし、第十三条の五を第十三条の四とし、第十三条の六を第十三条の五とする。

第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中「検視指導室、犯罪捜査指導支援室」を「犯罪捜査指導支援室、検視指導室」に改める。
別表第一通信指令の部の次に次のように加える。

刑事企画		企画調整		
犯罪捜査 指導支援 室	指導	指導・公判	通訳	手配・共助
	支援	犯罪分析	犯罪統計	手口
		庶務・企画		

別表第一捜査第一の部中

企画調整

庶務・企画

庶務

に改め、同部犯罪捜査指導支援室の款を削り、同表組織

犯罪対策の部企画・暴排の項中

通訳

を削る。

別表第三南甲府警察署の部中

昭和国际交 番	中巨摩郡昭和町 西条五一〇四	甲府市のうち高畑 国母二丁目、国母 国母五丁目、国母 び国母八丁目並び ち清水新居及び西 及び二一五三から
------------	-------------------	--

八から四三三七ま
)

く。)、西条新田、
、押越、紙漉阿原、
河東及び飯喰

原警察官駐在所の項を削る。

附 則

この規則中第一条の規定は平成二十七年三月十八日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

三丁目、国母一丁目、
三丁目、国母四丁目、
六丁目、国母七丁目及
に中巨摩郡昭和町のう
条(一から一八八まで
五四〇九まで(四二四
を除く。)に限る。

丁目、国母一丁目、
丁目、国母四丁目、
丁目、国母七丁目及
中巨摩郡昭和町のう
(一から一八八まで
四〇九まで(四二四
を除く。)に限る。

通称新町を除く。)
巨摩郡昭和町のうち
まで及び二一五三か
二四八から四三三七

を

昭和国母交 番	中巨摩郡昭和町 西条五一〇四	甲府市のうち高畑三 国母二丁目、国母三 国母五丁目、国母六 び国母八丁目並びに ち清水新居及び西条 及び二一五三から五 八から四三三七まで)
押原小井川 交番	中巨摩郡昭和町 河東中島一五九 六の六	中央市のうち布施(及 び山之神並びに中 西条(一から一八八 ら五四〇九まで(四 までを除く。))を除 築地新居、築地新田 河東中島、河西、上

に改め、同部小井川警察官駐在所、西条警察官駐在所及び押

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番